【原案】

資料 4

29 西都都第 --号 平成 29 年-月-日

野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一 殿

西東京市長 丸山 浩一

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第12条第1項の規定に基づき、平成29年4月17日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第17条第1項及び第2項の規定により西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会の意見を踏まえ、次のとおり指導及び助言します。

4/0 //10 0 0 0 / 0		
(届出の内容)		
届 出	日	平成 29 年 4 月 17 日
事業	者	東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一
開発事業の目的		戸建分譲住宅
開発区域の所在地		西東京市西原町五丁目 2458 番 1 の一部
開発区域の面積		6, 293. 00 m²
(松澤豆が吐って中心)		

(指導及び助言の内容)

- 1 新たな宅地が作られ居住者が増加することも鑑み、市道 214 号線の既存歩道の拡幅、 又は公開空地の設置について検討を行っていただき、狭小な歩道幅の解消にご協力願い たい。
- 2 都市計画法による開発許可権者である東京都並びに将来の道路管理者となる西東京市に対し、近隣住民からの意見を考慮し、区画道路計画について協議を行われたい。
- 3 近隣住民への事業計画の説明においては、近隣住民からの意見内容を考慮し十分な説明を行い、その理解が得られるよう努められたい。
- 4 建築工事においても、事前に近隣住民に対し十分な説明を行い、近隣住民からの意見 及び要望を聴き、その理解が得られるよう努められたい。
- 5 造成工事並びに建築工事を実施するにあたり、それに伴って生じる公害(西東京市環境基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。)を防止するための措置を講じるとともに、十分な安全対策、交通対策を講じられたい。
- 6 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、戸建住宅の建設においては、良好な 自然環境や居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。